

記載要領

- 1 報告対象期間は、事業年度の開始の日(事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては当該事業の開始の日)及び当該事業年度の終了の日を記載すること。
- 2 第1面上方の提出者欄には、氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。
- 3 1の①欄の「送出労働者の数」欄については、報告対象期間において送出労働者となる同意を得ている労働者の1日当たりの平均数を記載すること。この場合において、「1日当たりの平均数」とは1日当たりの送出労働者の労働時間数の合計を当該事業所における通常の労働者(例えば、送出労働者の雇用管理や受入事業主との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。)の1人1日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。
- 4 1の②欄は、報告対象期間内の6月1日現在において送出されていた労働者の実数を記載すること。
- 5 1の③欄には、報告対象期間内の6月1日現在において、それぞれの保険の種類ごとに適用されている送出労働者の実数を記載すること。
- 6 2の①欄には、報告対象期間において送出された労働者の1日当たりの平均数を記載すること。また、「うち協定対象送出労働者の数」には、当該送出された労働者のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第44条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の5に規定する協定対象送出労働者(以下「協定対象送出労働者」という。)として送出された労働者の1日当たりの平均数を記載すること。
- 7 2の②欄には、報告対象期間において建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けた受入事業主(企業の場合は事業所単位)の実数を記載すること。
- 8 2の③欄には、当該事業年度における平均的な1人1日(8時間として算定する。9において同じ。)当たりの額を、職種別に区分して記載すること。この場合において、業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。
- 9 2の④欄には、当該事業年度における平均的な1人1日(8時間として算定する。)当たりの額を、職種別に区分して記載すること。また、「うち協定対象送出労働者の賃金」には、協定対象送出労働者に係る当該事業年度における平均的な1人1日当たりの額を、職種別に区分して記載すること。これらの場合において業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。
- 10 2の⑥欄の「建設業務労働者就業機会確保契約の期間別件数」欄には、報告対象期間に締結した建設業務労働者就業機会確保契約における建設業務労働者の就業機会確保の期間について期間別に区分した件数を記載すること。
- 11 3の①欄は、「送出前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載すること。労働安全衛生法第59条第2項の規定に基づく作業内容の変更の際の労働安全衛生教育についても、この欄に具体的に記載すること。安全衛生教育について記載する場合は、3の④欄の「OJT」とあるのは「実技」と、「Off-JT」とあるのは「座学」とし、「(賃金支給の状況)」及び3の⑦欄について

ては、記載を要しない。

12 3の②欄は、「新規に送出労働者となった者」、「〇〇職種技能検定2級の者」等具体的に記載すること。

13 3の④欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off—JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に○印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行ったときは、該当する欄全てに○印を記載すること。また、参加した者に対しての賃金の支給に関して、該当する文字を○で囲むこと。

14 3の⑤欄については、該当する欄に○印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行ったときは、該当する欄全てに○印を記載すること。

15 4欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象送出労働者数及び各雇用安定措置の区分ごとの送出労働者の実人数を記載すること。